

1. 件名 : 原子力事業者防災業務計画の修正等に関する確認について

2. 日時 : 令和2年6月1日(月) 10:00 ~ 11:05

3. 場所 : 六ヶ所オフサイトセンター 全体会議室

4. 出席者 :

原子力規制庁

六ヶ所原子力規制事務所 宮本副所長

木村上席放射線防災専門官

森原子力防災・運転管理専門職

日本原燃株式会社

再処理事業部 防災管理部 防災業務課長

他3名

5. 要旨

原子力事業者防災業務計画の修正について

令和2年5月14日に説明を受けた日本原燃株式会社が国へ届け出ている「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」、「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」及び「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」について、原子力規制庁担当部署からの助言を受けて、主に以下の点について修正し、令和2年8月に届け出る予定である旨、説明を受けた。

(1) 緊急時活動レベル(EAL)の設定の考え方の修正

a 再処理施設の使用済燃料貯蔵槽の警戒事象を判断する基準である「当該貯蔵槽の水位を一定時間測定できないこと」の考え方に「3時間以上継続した場合」を追加

・ 六ヶ所原子力規制事務所出席者からは、地震等による振動時の水位の考え方について確認し、日本原燃株式会社出席者からは、振動時においても揺れ幅の最低位を測定値とするとの説明を受けた。

b 廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設の「通常放出経路での気体放射性物質の放出」に係るEALについて、排気モニタの警報の種類を「高警報」及び「高高警報」と明記

・ 六ヶ所原子力規制事務所出席者から、高高警報発報時に可搬型測定器を設置・回収できるのか確認し、日本原燃株式会社出席者からは、設置手順を定め実動訓練もして設置可能であるとの回答を得た。

(2) 副原子力防災管理者に選任する最低人数の明確化

平常時の副原子力防災管理者の必要人数を2名、緊急時の副原子力防災管理者の必要人数を再処理5名、濃縮・埋設各4名と明確化

(3) 原子力防災資機材及びその他防災資機材の見直し

- a 再処理及び濃縮事業部では、重大事故対処用資機材を防災資機材に加えていたが、濃縮事業部では再稼働に向けて今後、重大事故対処用資機材が増加することが見込まれることから、今回の改正で追加することを見送る。
- ・ 六ヶ所原子力規制事務所出席者から、濃縮事業部が防災資機材に重大事故対処用資機材を追加する時期の見込みについて確認し、日本原燃株式会社出席者からは、再稼働の目途が立ったしかるべき時期で現段階では明言できないとの回答を受けた。

6.その他 : なし